

奥多摩町地域防災計画(概要版) 令和7年4月

近年、全国各地で様々な災害が発生しています。このたび、**町では地域防災計画の見直しを行いました。**住民の皆さんもこの概要版をご一読いただき、日頃から災害への備えをお願いします。



1 地域防災計画とは

●地域防災計画の目的

奥多摩町地域防災計画（以下「地域防災計画」）は、災害対策基本法に基づき奥多摩町、東京都、防災関係機関、住民などが連携し、地震災害、風水害、雪害及び大規模事故災害から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に奥多摩町防災会議^{*}が作成した計画です。

^{*}奥多摩町防災会議

地域防災計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議などのため、町長を会長として、国、自衛隊、東京都、警察、消防、ライフライン機関などで構成されています。

●防災の基本

防災の基本理念

災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としています。

様々な視点の反映

災害対策に、女性及び子供、性的マイノリティ、高齢者、障害者、難病患者などの要配慮者への配慮、男女共同参画の視点を取り入れます。

自助・共助・公助

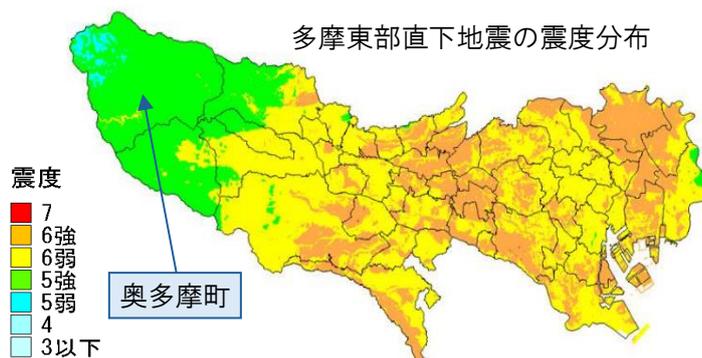
まずは住民が自ら災害に備える「自助」、自治会などにより地域で協力する「共助」、行政の「公助」の3者の連携を基本とします。

●地域防災計画の構成

第1編 総則編	計画の目的、関係機関の役割、計画の前提条件
第2編 震災対策編	地震に対する災害予防計画、災害応急・復旧計画、災害復興計画など
第3編 風水害等対策編	風水害に対する災害予防計画、災害応急・復旧計画など
第4編 大規模事故等対策編	火災、危険物事故、大規模事故（航空機事故、鉄道事故など）の対策
第5編 雪害対策編	大雪時の除雪、孤立対策など
資料編	災害対策に係る各種資料

●想定する災害

- ◆地震：多摩東部直下地震・立川断層帯地震（マグニチュード7.3）、南海トラフ巨大地震
- ◆土砂災害：土砂災害警戒区域での土石流、急傾斜地の崩壊など
- ◆水害：浸水想定区域での浸水
- ◆火山噴火：富士山噴火の降灰
- ◆大規模事故：航空機事故、鉄道事故など



2 令和6年度修正の概要

●新たな東京都地震被害想定調査の公表などによる修正

10年ぶりに見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）による地震被害や備蓄目標の設定、南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応、火山噴火による降灰対策など、新たな災害対策を追加、修正しました。

●法令の改正、上位計画修正などの反映

災害対策基本法の改正、国の防災基本計画・東京都地域防災計画の修正などにより、減災の考え方、自助・共助・公助の基本方針、安否情報の提供、避難所以外の被災者への対応などを追加しました。

●町の実態に即した対策

令和元年台風19号や能登半島地震などの災害教訓を踏まえ、地震と風水害での避難の流れを整理し、避難所を「地区避難所」「広域的避難所」「学校施設避難所」に区分しました。また、町の活動態勢や受援体制、医療救護、食料供給などの生活支援の方法を見直しました。

●防災の総合計画としての全面改定

町の防災の総合計画として、読みやすさ、わかりやすさに配慮した計画としました。

3 ふだんからの備え

●家庭での備え(自助)

災害時は、まずは、自分自身と家族を守ることが重要です。そのため、ふだんから3日分程度、できれば1週間分の備蓄をお願いします。

また、家族で自宅周辺の土砂災害警戒区域や避難所をハザードマップで確認するとともに、災害時の行動を決めておきましょう。



●地域での自主防災活動(自助・共助)

災害時は、住民が連携して地区の被害確認、初期消火、高齢者などへの声掛け・避難支援を行う自主防災活動が重要です。そのため、地区の防災訓練への積極的な参加をお願いします。

4 災害時の態勢

●町の活動態勢

災害対策本部は、災害時に町長を本部長として役場に設置される組織です。

町は、震度5弱以上の地震が発生した場合に「災害対策本部」を設置します。また、震度4の場合は、「情報監視態勢」または「情報連絡態勢」をとり、災害対策本部に準じた活動を行います。

風水害の場合は、気象警報・土砂災害警戒情報の発表、災害の状況などに応じて、「情報監視態勢」、「情報連絡態勢」または「災害警戒態勢」をとり、災害発生に備えます。

●情報の伝達

災害時は、町防災行政無線、SNS、広報紙の発行、ホームページなどにより、住民に情報を提供します。また、道路交通や電話が途絶した場合に備え、消防団に配備するIP無線機・衛星無線機により役場と各地区の通信を確保しています。

5 避難活動

●避難所

避難所を次の3種類に区分しました。

種別	内容
地区避難所	各地域に所在する生活館、集会所などの地域集会施設に開設する避難所。自治会が開設する。
広域的避難所	福祉会館、文化会館、水と緑のふれあい館に開設する避難所。町が開設する。
学校施設避難所	小中学校（旧学校施設含む）に開設する避難所。町が開設する。原則として、広域的避難所を補完する役割を担う。

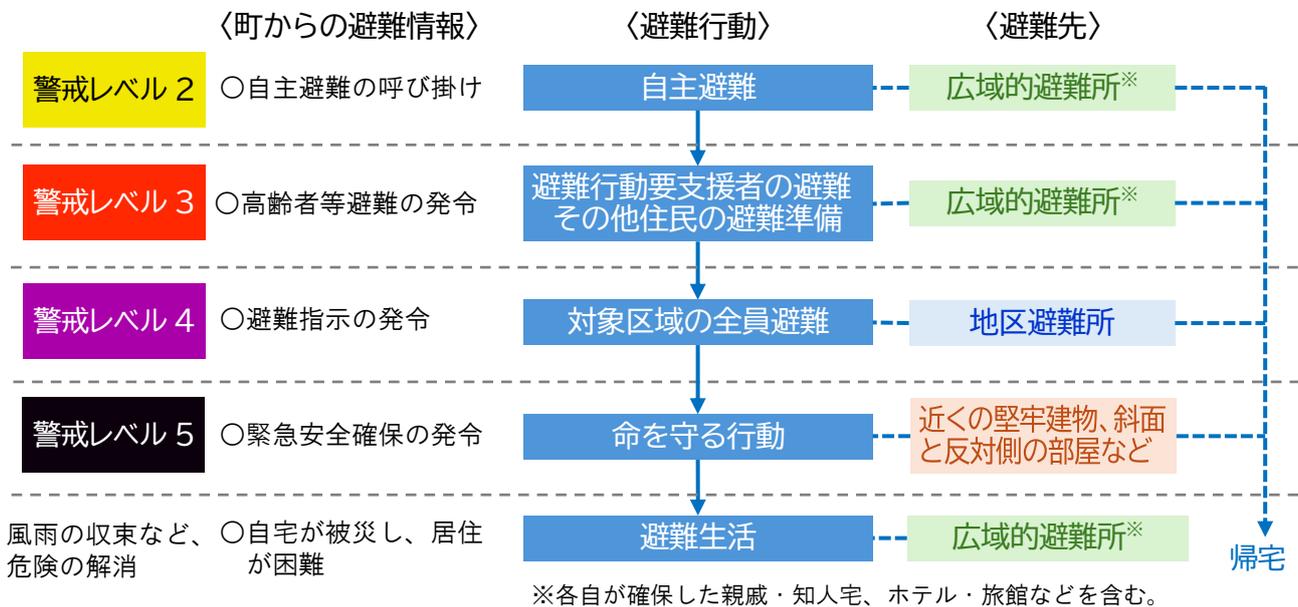
●地震時の避難活動

地震が発生し、自宅に危険がある場合は、まずは、自宅に近い地区避難所に避難してください。その後、自宅が被災し長期的な避難が必要な場合は、広域的避難所に移動します。

●風水害時の避難活動

台風の接近などの際、自宅にとどまることが不安な方は、警戒レベル2・3の段階で、広域的避難所に避難してください。風雨が強まった警戒レベル4の段階で避難するときは、遠くまで避難するのは危険なため、地区避難所など自宅に近い避難所に避難してください。

警戒レベル5の段階では、避難所への移動は危険なため、近くの堅牢建物や自宅の斜面と反対側の部屋などに避難し、命を守る行動をとってください。



〈警戒レベル〉

警戒レベル	状況	行動を促す情報(発信元)	住民がとるべき措置
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)	災害への心構えを高める
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報(気象庁)	自らの避難行動を確認
3	災害のおそれあり	高齢者等避難(町)	危険な場所から高齢者などは避難
4	災害のおそれ高い	避難指示(町)	危険な場所から全員避難
5	災害発生または切迫	緊急安全確保(町)	命の危険 直ちに安全確保

●避難所の運営

避難所での長期の避難生活は、自治会などを中心とした避難者による自主運営を基本とし、町と連携しながら、避難生活の支援、様々な避難者のニーズへの配慮、感染症などへの対応を実施します。

また、避難所以外の車中・テント泊、在宅などで避難生活をしている被災者にも情報提供などに努めます。



6 被災者支援

町は、東京都や防災関係機関と連携し、次の被災者支援を行います。

医療救護	保健福祉センターまたは奥多摩病院前に医療救護所を設置し対応します。重症者・中等症者は、奥多摩病院のほか、市立青梅総合病院などに搬送します。
飲料水の供給	東京都水道局と連携して給水車による給水、学校施設避難所に設置された応急給水栓の活用を行い、飲料水を供給します。
食料・物資の供給	災害発生後3日間は家庭内備蓄、町の備蓄、東京都の備蓄を活用します。その後、救援物資の受入れ、自衛隊の炊き出し支援などを行います。
応急危険度判定	余震による建物倒壊や宅地の地盤崩壊などを防止するため、被災建築物や宅地の危険度判定を行います。
住家の被害認定調査・罹災証明書の交付	住家の被害認定調査を実施し、この結果を基に、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、罹災証明書を交付します。
災害廃棄物処理	災害で発生する「し尿など」「生活ごみ」「避難所ごみ」「災害廃棄物」「事業系一般廃棄物」を処理します。
応急仮設住宅	住家を失った被災者に対し、東京都と連携して賃貸型応急住宅、建設型応急住宅を供与します。
生活支援	法令に基づき災害弔慰金、被災者生活再建支援金などを支給します。

7 様々な災害への対応

●雪害対策

町は、積雪が予想される場合、気象情報などに基づき「情報監視態勢」、「情報連絡態勢」または「災害警戒態勢」をとり、凍結防止剤の散布、町内のパトロール、除雪体制を構築します。道路の除雪は、東京都と連携して、国道、都道、それらの道路へのアクセス道路を優先して行います。

●降灰対策

富士山が噴火した場合は、風向きによって降灰が予想されます。町は、気象庁の降灰予想に基づいて注意喚起などの情報を提供します。

●大規模事故対策

大規模火災、危険物施設などにおける事故、航空機・鉄道・道路事故などに備えて、町をはじめ関係機関の役割を定めています。事故により影響がある場合は、必要に応じて避難指示を発令します。

奥多摩町地域防災計画【概要版】(令和7年3月)

奥多摩町防災会議 作成

事務局：奥多摩町総務課

東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215-6 電話 0428-83-2111